

生活のガイドライン（自律の扉）

(1) **生徒心得** ～校訓「自律・感謝・挑戦」～

本校の「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」および「校訓」に則り、常に岐阜各務野高生としての自覚と誇りをもって学業に励み、責任をもって行動し、校風と伝統をさらに高め、次の世代へバトンを渡すことができるように努めなければなりません。

これを達成するために、本校の生徒心得を次のように定めます。

○ 自分の行動に責任をもつこと【自律】

自分のことは自分でできるようになりましょう。例えば、自分の持ち物の管理ができることもその一つです。持ち物には記名をして整理整頓に努めましょう。物品や金銭の貸し借りはトラブルのもとになるのでやめましょう。

また、自分の感情をコントロールすることも大切です。ものごとを冷静に判断して、適切な行動・言動ができるようにすること、自分の思いや考えを相手に分かりやすく伝えることができる人になりましょう。

○ 時間と期限を守ること【自律】

時間を守ることは集団生活の基本であり、社会の一員として当然のことです。時間が守れない人は、他人に迷惑をかけ、他者からの信用を失います。時間の使い方を考え、時間を守る習慣を身に付けられる人になりましょう。

提出物の期限を守ることも同様です。期限を守らないことで、自分自身に不利益なことが起きる可能性があります。期限を守る習慣も確実に身に付けましょう。

○ 品位ある身だしなみを心がけること【自律】

「服装」や「身だしなみ」はその人の「気持ち」を表すと言います。相手に与える第一印象で結果が変わります。品位を保ち、常に岐阜各務野高生としての自覚と誇り、責任をもって行動し、校風と伝統をさらに高め、次の世代へ渡すことができる人になりましょう。少数の言動が学校全体の評価につながることもあります。他者へ好印象を与えるにはどのような身だしなみが適切なのか、時、場所、状況に応じて適切に身だしなみを整えられる人になりましょう。

○ きまりや規則を守ること【自律】

高校時代は、社会人になるための準備段階です。社会の一員として守らなければならないきまりやルールについての意義を考え、進んで守れる人になりましょう。社会的規範を守るとともに、岐阜各務野高生として責任ある言動ができる人になりましょう。

○ 心身の健康を保つよう努力すること【自律】

規律正しく生活し、健康管理に気を付け、心身ともに健康でいられる人になりましょう。入学から卒業までの間、無遅刻・無欠席・無早退・無欠課で過ごせることを「皆勤」といいます。「健康で意志が強い人」と認められることがあり就職や進学で有利になります。

○ よりよい交友関係を築くこと【感謝】

喜びや悲しみを分かち合い、どんなことも相談でき、互いに激励や忠告がし合えるよい友人をつくりましょう。よい友人を得るためには、自分が魅力ある人間になれるよう努力することが大切です。自分の考えをもつとともに、周りの人たちの考えや気持ちも理解し、他者を尊重できる人になりましょう。

○ 挨拶、掃除が進んでできること【感謝】

挨拶は人間関係を築く上でとても大切です。挨拶は「心を開いて相手に迫る」行動です。「あなたの存在を認めています」「あなたと仲良くなりたい」という心を表わします。相手を尊重し、明るく、爽やかに挨拶ができる人になりましょう。さらに、時、場所、状況に応じて、最もふさわしい挨拶ができる人になりましょう。

掃除は、その場所に対する感謝の気持ちや、その場所を使用する他の人が気持ちよく使えるようにという「思いやりの心」が表れる行為です。「掃除で心を磨く」のは、掃除を真剣に取り組むことで、「感謝」や「思いやりの心」を高めることができますからです。感謝の心、思いやりの心をこもった掃除ができる人になりましょう。

○ 目標のある生活を送ること【挑戦】

目標をもち、その目標に向かって計画的・継続的に努力できる人になりましょう。

熱意・情熱をもって事に当たれば、困難も解決し、自ず（おのず）と道は開かれるはずです。

○ 何事にも積極的に取り組むこと【挑戦】

人間、誰もが無限の可能性を秘めています。あなたたちはダイヤモンドの原石です。磨けば磨くほど美しく輝きます。しかし磨かなければ石のままです。何事にも積極的に取り組み、自分のもつ可能性を広げられる人になりましょう。

学校は教科・専門科目の学習だけでなく、部活動における技能や精神力の向上、生活における人間関係の築き方やマナーなど、広い意味での知識や技術・技能を身に付けられるところです。自分を高めるために、常に学ぶ心を持ち続けられる人になりましょう。

(2) 生活に関する諸規定

清潔な状態、岐阜各務野高生としての品位を保つため、豊かな人間性と高い倫理観を育むため、生活に関する諸規定を次のように定めます。

ア 身だしなみ（頭髪・服装等）

(ア) 頭髪

- 男子**
- ・前髪が目にかからない、横髪が耳にかからない、後髪が襟にかからないことを基準とする。
 - ・パーマ、染色、脱色、奇抜な髪型など、頭髪に不必要な手を加えることを禁止する。

女子

- ・前髪が目にかからない、後髪が肩にかからないことを基準とする。ただし、後髪が肩にかかる場合は、黒、紺、茶色の目立たないゴムでまとめること。
- ・パーマ、染色、脱色、エクステンション、編み込み等の加工を施すことを禁止する。

(イ) 制服

- ◆スラックス、スカートを選択することができる。
- ◆気候・気温に応じて、制服の着こなしを各自で考えることができる。

- 上着
 - ・学校指定の上着を着用する。

- スラックス
 - ・学校指定のスラックスとする。
 - ・ベルトは派手でないものを着用する。

- スカート
 - ・学校指定のスカートとする。
 - ・丈の長さは膝の中心とする。(膝立ちをした時に床に触れる長さ)

- シャツ・ブラウス・ポロシャツ
 - ・学校指定のシャツ・ブラウス・ポロシャツを着用する。
 - ・ネクタイ・リボンを着用しない場合は、第一ボタンは外して着用してもよい。

- ネクタイ・リボン
 - ・学校指定のネクタイ・リボンを着用する。
 - ・上着を着用する場合は、ネクタイ・リボンを必ず着用する。ただし、上着を着用しない場合は、ネクタイ・リボンの着用を任意とする。

- 重ね着
 - ・気候により上着の中にセーター、カーディガンを着用してもよい。
 - ・色は黒、紺、グレー、白の中から選択し、上着の襟や袖から見えないように着用する。
 - ・パーカーやハイネック等、上着の襟から出るものは着用しない。

- ニットベスト
 - ・本校指定のベストを着用できる。

(ウ) 靴と靴下

- 靴
 - ・ローファー、運動靴を使用する。
 - ・高いヒールや鉾のついたものは禁止とする。
 - ・サンダルでの登校は厳禁とする。(休業日を含む)

- 靴下(必ず着用)
 - ・踝(くるぶし)が完全に隠れる長さから膝下までの長さの靴下を着用する。
 - ・黒、紺、白、グレーの単色ソックスを選択して着用する。
小さいワンポイント柄は可とする。
 - ・寒さに応じて、ストッキングやタイツを着用してもよい。

色は黒、ベージュとし、ベージュの場合は、黒、紺、白、グレーの単色ソックスを選択して着用する。

(I) 化粧・装飾品

- 化粧やマニキュア等は禁止とする。
- アクセサリ類を付けてはいけない。
- ピアスの穴を開けること、ピアスを付けることは禁止とする。
- カラーコンタクトは使用しない。

(オ) 防寒着等

- 上着の上に防寒着を着用してもよい。
- 手袋やマフラー、耳当てや帽子を着用してもよい。

(カ) かばん

- かばんは、安全に通学できるものを使用する。

(キ) 上履き

- 校舎内では、本校指定のスリッパを使用する。
- 体育館内では、本校指定の体育館シューズを使用する。

イ 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末のルール

- (ア) 携帯電話やスマートフォン等はフィルタリング契約をすること。またスマートフォン等の場合は、別にフィルタリングソフトをインストールし、トラブルや被害を最小限にとどめる工夫をすること。
- (イ) 学校へ持ち込む場合は、原則として朝の8：35前に電源を切り、放課後（帰りのSHR終了）まで各自で管理、各自の責任において鞆の中に片づけておくこと。
- (ウ) 休み時間や授業中に使用した場合、着信音が鳴った場合、鞆の中に片づけていなかった場合は、発見（現認）した教員が預かり、生徒支援部で保管し、5日間の預かり指導等（登校時に預かり下校時に返却）を行う。
- (エ) 携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット等でインターネットを利用する場合は、不適切な使用をしないこと。（有害サイトへのアクセス等はしない）
- (オ) 情報モラル違反の恐れがある行為（例：SNS等への誹謗中傷の書き込み、個人情報・個人が特定できる画像の掲載、同意を得ていない画像・映像の撮影および投稿など）は絶対にしないこと。

ウ 校内生活に関すること

- (ア) 始業時刻に余裕をもって登校する。（10分前登校が望ましい）
- (イ) 遅刻回数が多い場合は、別途指導を行う。
- (ウ) 授業規律を守り、教員の指示・指導に素直に従う。
- (エ) 始業時から終業時までは、許可なく校外に出ない。
- (オ) 無断で他の教室や立ち入り禁止区域には入らない。
- (カ) 学習に不必要な物は持ち込まない。
- (キ) 物の貸し借りはトラブルの原因となるので行わない。
- (ク) 必要以上の金銭は持って来ない。また生徒同士の金銭の貸し借りは厳禁とする。
- (ケ) 金銭・携帯電話等・時計などの貴重品は、自己管理を原則とする。
- (コ) 移動教室の場合は、係が必ず施錠する。
- (ク) 教科書・ノート・補助教材等には記名し、各自が適切に管理する。
- (ソ) 校舎、施設、設備、備品等は大切に取り扱うこと。汚損、破損、紛失した場合は、速やかに申し出ること。なお、明らかに生徒に責任がある場合は、修繕修理費用相当額を弁償させることもある。
- (ツ) 物を紛失したり、拾ったりした場合は、速やかに生徒支援部に届け出る。

- (セ) 敷地内外での火気の使用は厳禁とする。
- (リ) 敷地内で掲示・陳列・配布などを行う場合は、必ず事前に許可を得る。

エ 生活全般に関すること

- (ア) 「いじめ」は人間として卑怯（ひきょう）で恥ずべき行為であり、断じて許されない。
- (イ) 法に触れる行為は絶対しないこと。善悪を正しく判断して行動すること。
- (ウ) 危険な場所や不健全な施設へ立ち入らないこと。また、賭け事等不健全な行為をしないこと。
- (エ) 暴走族や非行グループ等とは関わりをもたず、適切な交友関係を築くこと。
- (オ) 人体に危害を及ぼす恐れのある玩具（エアガン等）や刃物等を正当な理由なく所持することは絶対しないこと。
- (カ) 男女交際については、互いの人間性を尊重し合う望ましいものであること。
- (キ) 午後10時以降の外出は「岐阜県青少年健全育成条例」により補導対象となる。

オ 通学に関すること

自転車通学

- (ア) 自転車通学希望者は、自転車販売店等で点検整備を受け、**必ず損害賠償保険に加入**した上で「自転車通学許可願」を提出すること。提出後「登録ステッカー」を車体の尾灯周辺に各自で貼ること。**（自転車は「防犯登録済」に限る）**
なお、新2・3年生は春季休業中に自転車販売店等で点検整備を受け「自転車通学許可願」裏面の「自転車点検定期点検整備カード」に記録を残し生徒支援部に返却すること。
また、買い替え等により登録自転車の変更をする場合は、新規の「登録ステッカー」を交付する。生徒支援部に申し出ること。
- (イ) 自転車運転時は、**ヘルメットの着用**を推奨する。交通事故防止に努め、交通法規、交通マナーの遵守はもちろんのこと、運転手とのアイコンタクトにより安全を確認して通行すること。夜間は必ずライトを点灯する。並列通行・二人乗り・傘さし運転・携帯電話・スマートフォン等・ヘッドホン・イヤホンを使用しながらの運転は絶対にしないこと。
- (ウ) 自転車は車両であり、加害者になり得る危険性があることを認識して運転すること。
- (エ) 降雨、降雪時の「傘さし運転は厳禁」とし、レインコート等を着用する。
- (オ) 決められた駐輪場を守り、整列駐輪に努める。また、自転車には**ダブルロック（2つ以上の鍵をかけること）**を厳守し、盗難防止に努める。
- (カ) 交通事故に遭った場合は、必ず警察・保護者・学校に速やかに連絡する。その場で相手の氏名・住所等を確認すること。

徒歩・電車・バス通学

- (ア) 登下校に際しては、交通ルール、マナーを守り、交通事故に遭わないように細心の注意を払う。
- (イ) バス・電車等を利用する際は、乗車マナー、公共マナーを守り、他の乗客等に迷惑をかけないように注意する。
- (ウ) 歩きながらの携帯電話・スマートフォン等の操作や、ヘッドホン・イヤホンを装着した状態での登下校は、危険回避の判断が遅れ、周囲の音が聞こえないことで交通事故に遭う可能性が非常に高まり大変危険であるためしないこと。
- (エ) 万一、不審者に遭遇、目撃した場合は、①身の安全を確保した上で、②速やかに110番通報（警察）し、保護者・学校に連絡する。

カ アルバイトに関すること

【基本方針】

学業を第一優先に考え、原則としてアルバイトを禁止するが、経済的事情等でやむを得ずアルバイトを希望する生徒に対して、勤労体験学習の一環として届けを受理します。

- (ア) アルバイトを希望するときは、保護者・担任・部活動顧問に申し出て、相談したうえで「アルバイト

届」を提出すること。

- (イ) 1年生については、前期中間考査後の成績会議終了までは禁止とする。夏季休業前の実施については慎重に扱う。
- (ロ) 定期考査が成績不振であった場合は、アルバイトを中止する。
- (ハ) 年度を越えて同一場所で引き続きアルバイトをする場合は、改めてアルバイト届（継続）を提出すること。

キ 諸届に関すること

- (ア) 遅刻をした場合は、生徒支援室で「遅刻届」の手続きをする。
- (イ) 早退をする場合は、担任または副担任のところへ行き（保健室来室連絡票がある場合は持参）、「早退届」に認印をもらってから生徒支援室で手続きをする。
- (ロ) 何らかの事情で規定以外の服装になる場合は、クラス担任に申し出るとともに、生徒支援室で「異装許可願」の手続きをする。

ク その他

- (ア) 「生徒証明書」は常に携帯すること。
（紛失した場合は速やかに生徒支援部へ申し出て、再発行を受けること）
- (イ) 普通自動車運転免許の取得については、3年生の進路決定後、許可制で認める。

(3) **規定の改正または廃止の手続き**

「主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むための力の育成」、「社会の変化に対応し、地域産業の発展を担う人材の育成」に努めるため、規定の改正または廃止の手続きについて次のように定めます。

1. 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正または廃止を求めることができる。
2. 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で、生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
3. 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正または廃止について決定するものとする。
4. 前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒および保護者に説明するものとする。